

江東区興行場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）に対応して、事業譲渡に係る手続きの整備を行うとともに、規定を整備するため、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

- (1) 興行場の営業者が必要に応じて円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるよう興行場法が改正された。それに伴い、事業譲渡による営業者の地位を承継した者についても、相続・合併・分割の場合と同様に、区長への届出により、新たな許可を取得することなく、営業者の地位を承継することとする。（第3条関係）
- (2) その他規定を整備する。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区興行場法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略) (営業許可等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (営業許可等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>譲渡</u>、相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>